

令和5年度 地域交通事業者向け次世代自動車等導入促進事業

県内の交通事業者等が行う、次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車）の導入費用の一部を補助します。

1. 補助対象事業者

県内に事務所又は事業所があり、タクシー・バス・トラックに次世代自動車を導入する場合

または

県内の事務所又は事業所で、カーシェアリング事業・レンタカー事業で次世代自動車を導入する場合

2. 対象

車両導入費 及び 車両関連設備導入費

車両	・バス：電気バス、プラグインハイブリッドバス、燃料電池バス ・タクシー：電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー、燃料電池タクシー ・トラック：電気トラック
車両関連設備	・燃料等供給設備：電気自動車用充電設備（急速・普通）、定置式水素ステーション ・蓄電池

※条件・注意事項等

- 車両、車両関連設備のいずれの導入においても、導入する事務所または事業所に、太陽光発電設備の併設が必要です。
- 既に次世代自動車を導入している事業者が、車両関連設備を導入・更新する事業も補助対象となります。
- 車両と車両関連設備の両方の補助を受けることもできます。
- 車両については、国の補助金額を算定根拠とすることから、国が実施する補助金の交付を受けていることが必要です。（該当する国の補助金については、募集要領を参照してください。）
- 車両については、初度登録日が令和5年4月1日から令和6年2月29日までの車両が対象です。

3. 補助額

車両	国の補助額の1／2
車両関連設備	燃料等供給設備：補助対象経費の1／3 ただし、30万円を上限とする 蓄電池：補助対象経費の1／6 ただし、40万円を上限とする

※補助対象となるのは、機器購入費（設備費及び機器を構成するために必要な付属品を含む。）です。
設置工事費や撤去費等は除きます。

4. 申請受付期間等

車両 の申請の場合	申請受付期間 令和5年6月1日（木）～令和6年 <u>2月29日（木）</u> ※新車購入・初度登録完了 <u>後の</u> 申請となります。
車両関連設備 の申請の場合	申請受付期間 令和5年6月1日（木）～令和5年 <u>12月28日（木）</u> ※補助対象事業の工事着手（発注等を含む）する <u>前</u> の申請となります。

※申請受付期間内であっても、予算がなくなり次第、受付を終了します。

※その他、詳細については募集要領等をご確認ください。

【連絡先】千葉県環境生活部温暖化対策推進課

TEL 043-223-4563

千葉県地域交通等次世代自動車導入促進補助金

検索





地域交通事業(バス、タクシー、レンタカー等)で
電気自動車等の購入を検討されている方へ

電気自動車・充電設備導入に 補助金をご活用ください！

設備: R5 12/28
車両: R6 2/29
まで！

【千葉県地域交通等次世代自動車導入促進補助金】

対象事業: タクシー・バス・トラック
カーシェアリング事業・レンタカー事業

(※千葉県内の事業所または
千葉県内での事業に限ります)

＼電気バスやプラグインハイブリッドタクシーの購入に！／

車両への補助

(例)400万円の電気タクシーの場合

補助額

国の補助金の1/2の額

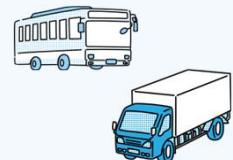
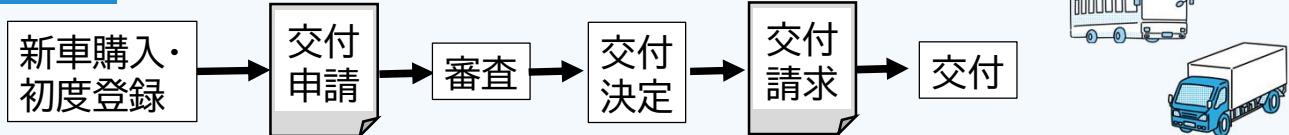
400 - 90 - 45 = 265万円

(国補助)(県補助)

で購入可能

(※国補助の額は車種等によって異なります。
必ず国の補助金内容を確認してください。)

申請の流れ



＼電気自動車用の充電設備や蓄電池の購入に！／

車両関連設備への補助

補助額

燃料等供給設備:
機器購入費の1/3の額 (上限: 30万円)

(例)30万円の普通充電器の場合

蓄電池:
機器購入費の1/6の額 (上限: 40万円)

30 - 15 - 10 = 5万円

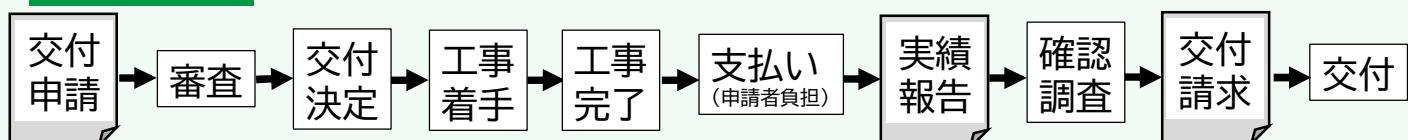
(国補助)(県補助)



で購入可能

(※国補助の額は設備の種類によって異なります。
必ず国の補助金内容を確認してください。)

申請の流れ



※交付対象や要件の詳細については、必ず「千葉県地域交通等次世代自動車導入促進補助金募集要領」を確認してください。

申請はオンラインでも受け付けています！ 詳細はお気軽にお問合せください。